

著作物の利用条件一覧

コース名：
コース番号：

教材リスト（動画については、講師から肖像の利用に係る利用許諾済み）

No.	教材名	講義名	講師		(1)利用許諾内容 (JICA・受託者等研修関係者)								(2)利用許諾内容 (研修員等研修参加者)						留意事項	
			氏名	所属先	a	b	c	d	e	f	g	h	A	B	C	D	E	F		
	(例) 日本の国際協力の歴史	日本の国際協力	所属先名称	国際太郎	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	NG	OK	OK	OK	OK	NG	OK	(1)gは、研修事業のみ可
1																				

利用許諾内容：

(1) JICA・受託者等の研修関係者が研修教材を利用できる範囲

- a 講師等が講義のために作成した著作物（「研修用著作物」とする）を翻訳（主として英語を想定するがそれに限らない／「翻訳教材」とする）すること
- b 研修用著作物を研修実施のために改変する等して二次的著作物を作成すること（翻訳を除く）
- c 研修教材（研修で使用する教材：研修用著作物及び翻訳教材等二次的著作物いずれも含む）を研修実施のために複製すること（コピー、PDF化）
- d 研修教材を研修実施のために配布すること
- e 研修教材を研修実施のために公衆送信すること
- f 研修教材（改変等したものを含む）公表時に著作者の氏名を表示すること
- g 研修教材（但し、JICAが著作権を有するものに限る）を本件研修以外の研修、又はJICAが実施するあらゆる事業で活用すること
- h 研修教材（但し、JICAが著作権を有するものに限る）について、JICAが第三者へ利用許諾すること（非営利目的かつJICAが適当と認める場合に限る）

(2) 研修員等（研修員及び聴講者）が研修教材を利用できる範囲。但し、研修員等の研修教材の利用は以下の目的に限る。

- ・非営利目的
- ・研修目標達成のため
- ・自国の開発に資する業務等に必要知識の向上を図るため
 - A 研修員等が、研修教材を複製すること（ダウンロード、スキャン、スクリーンショット、デジタルコピー、プリントアウトを含む）
 - B 研修員等が、研修教材を配布すること
 - C 研修員等が、研修教材を公衆送信すること。
 - D 研修員等が、研修教材を翻訳すること（現地使用言語等へ）
 - E 研修員等が、研修教材から二次的著作物を作成すること（修正、変更、その他の翻案を行うこと）
 - F 研修員等が、研修教材（改変等したものを含む）公表時に著作者の氏名を表示すること

※利用許諾内容に過不足等あれば、適宜修正可。